

広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金における直接人件費の計算に係る実施細則

広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金事業（以下、「補助事業」という。）に係る直接人件費の算出を次のとおり定めて運用する。

1 直接人件費の対象とすることが出来る研究開発従事者

次の各要件を全て満たす者とする。

- ・補助事業者には雇用された者であって、少なくとも事業期間終了まで雇用を継続する予定であること。
- ・実際に当該事業を執り行う者であること。
- ・進捗管理や一時的なアドバイスを行う監督等、単なる責任者でないこと。
- ・単なる作業員又は補助員等、並びに専ら当該事業の経理に従事する者でないこと。

2 直接人件費の積算

- (1) 算 定 式 人件費単価（円／時間）×当該事業に直接従事した時間数

※直接従事した時間が1,350時間を超える場合、1,350時間/人を限度とする。

- (2) 人件費単価

健保等級適用者は、事業年度の健保等級に該当する等級単価を3の規定のとおり適用する。健保等級が適用できない者（以下、「健保等級適用者以外の者」という。）は、4の規定のとおり適用する。補助対象期間中に健保等級等に改定があった場合は、その改定月から改定後の等級単価等を適用する。

※他事業所からの出向者など、補助事業者との間に雇用契約があるものの、研究開発従事者に対する給与が補助事業者以外からも支払われている場合、補助事業者が負担した分のみで算出すること。

- (3) 従事時間数

所定労働時間外（残業、休日出勤）の従事時間は、補助対象外とする。

3 健保等級適用者

- (1) 人件費単価

- ・次のいずれかの要件を満たす者は、別表「等級単価一覧表」（注）に該当する等級単価を適用する。

ア 健康保険料を徴収する事業主と雇用関係にある者。ただし、役員及び日額又は時給での雇用契約者は、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

イ 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

- ・等級単価は、賞与回数に応じて次の各号に応じた区分を選択する。

ア 賞与が支給されない者、又は年4回以上支給される者。

別表 等級単価一覧表A区分

イ 賞与が年1～3回まで支給されている者

別表 等級単価一覧表B区分

(注) 出典：経済産業省「等級単価一覧表 令和7年度適用」
経済産業省HP https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html
健保等級単価表 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R7kenpo.pdf

4 健保等級適用者以外の者

(1) 人件費単価

- ・ 給与形態別に次の各号の単価を適用する。
 - ア 年俸制 年額を12月で除した額を月額とし、別表の「月額範囲額」により該当する等級単価。
 - イ 月額制 別表の「月額範囲額」により該当する等級単価。
 - ウ 日額制 日額を所定労働時間で除した金額。
 - エ 時給制 当該時給額
- ・ 前ア及びイの者に係る年額及び月額の算定には、次のものを含める（健康保険の報酬月額算定に準ずる）。
基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内、給与相当額など金銭で支給されるもの。

(2) 通勤手当の取扱（日額制又は時給制適用者）

- ・ 通勤単価を所定の労働時間で除して得た額を4（1）ウ又はエの単価に加算することができる。
- ・ 通勤手当の額は、給与明細、雇用契約書、就業規則等から確認できること。

(3) 賞与の取扱

- ・ 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。
なお、事業期間対象分の賞与を支給することが確定している場合を含む。
 - ア 年俸制又は月額制適用者
 - ・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与
 - ・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）
 - イ 日額制又は時給制適用者
 - ・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨て）
 - ・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定就業時間（1円未満切捨て）

5 申請時の提出資料

(1) 健保等級適用者

- ア 直接人件費対象者届出書（様式第1-1）
- イ 被保険者標準報酬額決定通知書、同改定通知書（写）
- ウ 直近の給与明細（写）
※ ただし、新規雇用予定者の場合は、イ及びウは不要

(2) 健保等級適用者以外の者

- ア 直接人件費対象者届出書（様式第1-2-1、又は様式第1-2-2）
- イ 直近の給与明細、就業規則等の手当の金額・根拠が分かる書類
※ ただし、新規雇用予定者の場合は、イは不要

6 実績報告時の提出書類

(1) 直接人件費積算書（様式第2-1）

- (2) 直接人件費積算明細書（様式第 2-2-1、様式第 2-2-2、又は様式第 2-2-3）
- (3) 補助対象経費に係る給与明細（写）
 - ※ 健保等級適用者以外の者は、算定金額に含む諸手当等が確認できる書類も添付すること。
- (4) 研究日誌（様式第 3）
- (5) タイムカード・出勤簿等の出勤状況のわかる書類
- (6) その他必要と認められるもの

健保等級適用者			労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)	労務費単価 (円／時間)
等 級	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額	
		以上 ～ 未満			以上 ～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	350	480	～ 85,050	480
2	68,000	63,000 ～ 73,000	410	560	85,050 ～ 98,550	560
3	78,000	73,000 ～ 83,000	480	640	98,550 ～ 112,050	640
4	88,000	83,000 ～ 93,000	540	730	112,050 ～ 125,550	730
5	98,000	93,000 ～ 101,000	600	810	125,550 ～ 136,350	810
6	104,000	101,000 ～ 107,000	640	860	136,350 ～ 144,450	860
7	110,000	107,000 ～ 114,000	670	910	144,450 ～ 153,900	910
8	118,000	114,000 ～ 122,000	720	980	153,900 ～ 164,700	980
9	126,000	122,000 ～ 130,000	770	1,040	164,700 ～ 175,500	1,040
10	134,000	130,000 ～ 138,000	820	1,110	175,500 ～ 186,300	1,110
11	142,000	138,000 ～ 146,000	870	1,180	186,300 ～ 197,100	1,180
12	150,000	146,000 ～ 155,000	920	1,240	197,100 ～ 209,250	1,240
13	160,000	155,000 ～ 165,000	980	1,330	209,250 ～ 222,750	1,330
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,040	1,410	222,750 ～ 236,250	1,410
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,100	1,490	236,250 ～ 249,750	1,490
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,170	1,580	249,750 ～ 263,250	1,580
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,230	1,660	263,250 ～ 283,500	1,660
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,350	1,830	283,500 ～ 310,500	1,830
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,470	1,990	310,500 ～ 337,500	1,990
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,600	2,160	337,500 ～ 364,500	2,160
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,720	2,330	364,500 ～ 391,500	2,330
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,840	2,490	391,500 ～ 418,500	2,490
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,970	2,660	418,500 ～ 445,500	2,660
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,090	2,820	445,500 ～ 472,500	2,820
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,210	2,990	472,500 ～ 499,500	2,990
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,340	3,160	499,500 ～ 533,250	3,160
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,520	3,410	533,250 ～ 573,750	3,410
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,710	3,660	573,750 ～ 614,250	3,660
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,890	3,910	614,250 ～ 654,750	3,910
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,080	4,160	654,750 ～ 695,250	4,160
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,260	4,410	695,250 ～ 735,750	4,410
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,450	4,660	735,750 ～ 776,250	4,660
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,630	4,910	776,250 ～ 816,750	4,910
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,820	5,160	816,750 ～ 857,250	5,160
35	650,000	635,000 ～ 665,000	4,000	5,400	857,250 ～ 897,750	5,400
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,190	5,650	897,750 ～ 938,250	5,650
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,370	5,900	938,250 ～ 985,500	5,900
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,620	6,240	985,500 ～ 1,039,500	6,240
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,870	6,570	1,039,500 ～ 1,093,500	6,570
40	830,000	810,000 ～ 855,000	5,110	6,900	1,093,500 ～ 1,154,250	6,900
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,420	7,320	1,154,250 ～ 1,221,750	7,320
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,730	7,740	1,221,750 ～ 1,289,250	7,740
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	6,040	8,150	1,289,250 ～ 1,356,750	8,150
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,350	8,570	1,356,750 ～ 1,424,250	8,570
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,720	9,070	1,424,250 ～ 1,505,250	9,070
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	7,090	9,570	1,505,250 ～ 1,586,250	9,570
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,450	10,070	1,586,250 ～ 1,667,250	10,070
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,820	10,570	1,667,250 ～ 1,748,250	10,570
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	8,190	11,060	1,748,250 ～ 1,829,250	11,060
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,560	11,560	1,829,250 ～	11,560